

2025年1月22日

石川県知事

馳 浩 様

さよなら！志賀原発ネットワーク
志賀原発を廃炉に！訴訟原告団
石川県平和運動センター
原水爆禁止石川県民会議
社民党石川県連合
石川県勤労者協議会連合会

原子力防災計画・安全協定に関する質問書

私たちが今年度の訓練中止を求める中、さる11月24日、令和6年能登半島地震後初めてとなる石川県原子力防災訓練が実施されました。

多くの住宅が倒壊し、道路も至る所で通行止めとなり、さらに電気、水道、通信など生活インフラも途絶える中、屋内退避と広域避難を基本とする避難計画の破綻が明らかとなりました。大断層に囲まれ、住民避難が困難な半島中ほどに位置する志賀原発は、いまやその存在自体に厳しい目が向けられています。

私たちはこの間、原子力防災計画・避難計画や防災訓練に対して様々な問題点を指摘しつつも、訓練の中止までは求めてきませんでした。9月3日馳浩知事に宛て、今年度の訓練の中止を要請しました。福島第一原発事故後に実施されてきた原子力防災訓練は、震災の影響をあらゆる面で過小評価し、「複合災害が起こっても周辺住民は安全に避難できる」という、北陸電力の志賀原発再稼働路線を後押しする安全キャンペーンでしかなかったからです。能登半島地震の被害を目の当たりにし、私たち自身も対応の甘さを反省し、県に方針転換を求めました。

ところが県は、この間の訓練への反省を何ら語らず、「能登半島地震の現実に即したものにしたい」と述べ、訓練を強行しました。私たちは訓練当日、監視行動を行いました。危惧した通り、能登半島地震の甚大な被害を想定することなく、不都合な被害は起こらないことにして、「志賀町が震度7でも奥能登住民は金沢方向に無事避難できる」という訓練でした。新たな安全神話づくりのための訓練を強行したことに対して強く抗議します。

能登半島地震によって北陸電力が想定した2026年1月再稼働は事実上困難となりました。しかし北陸電力は志賀原発の重要性は変わらないとし、再稼働を目指す方針を変えてはいません。一方、私たちは監視行動に加え、住民へのアンケートも実施しました。そのアンケートによって、被害が大きい地域の住民ほど原発の存在に不安を高めていることが明らかとなりました。

国の一元的管理とされる原子力政策にあって、住民の安全を守るための自治力が問われています。自治体の原子力政策の2本柱である原子力防災と安全協定を原発再稼働への道具とするのか、住民の安全・安心のために駆使するのかが問われていると指摘し、以下質問させていただきます。

I 安全協定について

1. 協定の解釈について

- (1) 県が北陸電力と交わしている安全協定の目的は「発電所周辺における地域住民の安全を確保し、生活環境の保全を図ること」とされている。福島原発事故後、原子力規制委員会は原発に求められる安全性について I A E A が採用する深層防護の考えを徹底させるとしている。これを踏まえるならば、「発電所周辺」とは、原子力災害対策指針で原子力災害対策重点区域とされる 30 km 圏内だけでなく本来ならば避難・一時移転の可能性を認めている 30 km 圏外にも拡大し、県内全域と捉えるべきと考えるが、県の解釈を聞く。
- (2) 第 1 条では、発電所から放出される放射性物質からの住民の安全確保が記されている。ここで言う「安全確保」とは発電所から放出される放射性物質による被ばくは一切しないという意味か。それとも一般公衆の被ばく線量限度 1 m S v / 年を守るという意味か。
- (3) 県原子力防災計画で周辺住民の「安全確保（＝被ばくゼロ、あるいは最大でも被ばく線量限度 1 m S v / 年以下と私たちは考える）」ができないとき、あるいはできない怖れがあるときは、北陸電力は「地域住民に 被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない」（第 1 条）、すなわち再稼働はできないと考えるがどうか。また、仮に北陸電力が再稼働しようとする場合は、第 6 条の「事前了解権」に基づき、再稼働を拒否できると考えるがどうか。

2. 締結自治体の拡大について

- (1) 原子力防災計画・避難計画について、住民に対して第一義的に責任を負うのは市町である。周辺市町がそれぞれの住民の安全を確保するうえで十分な計画かどうかを判断しなければならない。守れないと判断した場合には再稼働の中止を求める権利を持つのが当然と考える。「事前了解権」を含め、志賀町と同等の権利を盛り込んだ安全協定の 30 km 圏自治体、あるいは県内全自治体への拡大についての見解を聞く。
- (2) 安全協定の法的効力に関して、当事者間の信頼関係に基づく約束で法的拘束力を持たない「紳士協定説」がある。一方で、近年では契約としての法的拘束力を認める「契約説」が学説の大勢を占めている。県は「契約説」に立つことを明確にし、市町の権限拡大という意義を明確にし、締結自治体の拡大にリーダーシップを発揮すべきと考えるがどうか。

II 原子力防災計画・避難計画について

1. 複合災害について

- (1) 私たちが実施した住民アンケートでは、多くの周辺住民が複合災害に備え、情報の伝達や避難路の確保をはじめ、ほぼ計画全般にわたって見直しを求めている。言い換えれば避難計画は現状では破綻するという危機感を抱いているということでもある。現行の計画では、複合災害への対応は原子力防災計画の第 5 章に記載しているが、内容は薄く、具体性に欠け、今回の地震によって原子力災害が起こっていたら破綻が明らかな項目も多い。現行計画の複合災害に関する

る規定の見直しの必要性や、見直しの方向性について見解を聞く。

- (2) 県の原子力防災計画は、複合災害が発生し「自然災害による人命への直接のリスクが極めて高い場合は、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする」としている。今回の地震では、倒壊家屋に閉じ込められた人、あるいは集落が孤立し、避難行動をとれない住民が多く発生し、人命のリスクが高まった。しかし、もし原子力災害が発生していたら、消防や警察、自衛隊、災害対応専門のNGOらは線量限度を超える被ばくを回避するため、優先すべき避難への支援すらできなかったのではないかと問う。
- (3) 原子力規制委員会の山中委員長は、複合災害の場合、自然災害からの避難が優先され、それは地域防災計画の中の自然災害対策の範疇であり、規制委の所管ではないとの立場を明確にしている。家屋の倒壊や道路の寸断で避難できず、住民が被ばくを強いられた場合は自治体の責任が追及されかねない。近年、自然災害への自治体の対応は、被害を完全に防ぐことはできないが、可能な対応を尽くして「減災に努める」という考えが基本となってきた。しかし、原発との複合災害では、規制委は完璧な自然災害対応を自治体に求めているのではないかと問う。

2. 事故想定および想定する被ばく線量について

- (1) 規制委は2018年に公表した「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」の中で、「事前対策において備えておくことが合理的であると考えられる事故」として福島原発事故の100分の1の規模となる「セシウム137の放出が100テラベクレル(TBq)」に相当する事故を示している。県原子力防災計画も同様の想定の下で策定されていると考えてよいか。
- (2) 規制委は同時に、新規制基準に適合した原発でも、防災を考える場合は福島原発事故と同等の1万TBqが放出される大規模な事故が起こる可能性を否定しておらず、この場合でも現行の原子力災害対策指針でカバーできるとの考えを示している。県も同様の認識か。
- (3) 規制委は事前対策のめやす線量として、「セシウム137の放出が100TBq」の場合の公衆の実効線量として1週間で100mSvという水準を示している。県原子力防災計画は、同規模の事故が起こり、計画が実効性をもって進行了場合の住民の被ばく線量をどの程度と考えているのか。

Ⅲ 原子力防災訓練について

1. 今年度原子力防災訓練の総括について

- (1) 「能登半島地震を受け、より現実的に即した訓練にしたい」とのことだったが、
 - ・ 広域、多数かつ大規模な道路の損壊
 - ・ 倒壊家屋が多数発生したことによる不明者捜索に消防・警察・自衛隊などの実働部隊を集中投入
 - ・ 多数の孤立集落が発生し、孤立解消以前に実態把握すら難航

- ・海岸隆起や津波被害、長時間の津波警報発令のため、孤立集落の海路避難は破綻
- ・狭隘・急峻な環境下にある孤立集落が多数で空路避難は困難
- ・多数の住宅の倒壊や損傷、余震発生による多数の屋内退避困難者の発生
- ・帰省客、観光客にも対応できる避難所の圧倒的な不足
- ・通信手段が途絶し、被災状況の把握や住民への避難指示等が困難
- ・大規模・広域に及ぶ被災状況に対する圧倒的マンパワー不足

以上のような能登半島地震の現実は今全く考慮されていない。また今回、P A Zでの孤立集落は発生しなかったが、陸・海・空路避難の破綻の中での孤立集落対策も当然想定すべきである。

全くのご都合主義としか言えない被害想定の下での今回の訓練について、どのような成果があったと考えるか。また反省点、残された課題についての認識を聞く。

- (2) 住民アンケートでは、能登半島地震のような地域が壊滅状態に至る甚大な被害が発生した場合、もはや原子力防災どころではない、複合災害対応はできないと受け止めた住民が3分の1を超えている。特に被害が大きい地域の住民ほどその傾向は顕著である。被害を過小評価し、不都合な被害は起こらないことにする、今回のような訓練は、県政に対する県民の不信を高めることにしかならないのではないかと。
- (3) 住民参加なしで実施したことについて、住民アンケートでは、「今回はやむを得ない」として理解を示す回答が半数を超えている。その一方で、「被災した年だからこそ、住民参加で計画を検証してほしい」との声もあり、「住民参加で実施すべき」と回答した人も3割に上っている。例年のような数百人規模の住民参加となれば、自家用車による避難や、大型バスや福祉車両の手配だけでも、能登半島地震の現実には非現実的であることが誰の目にも明らかとなる。計画の破綻を覆い隠すための「住民参加なし」ではなかったのか。

2. 各訓練内容について

- (1) オフサイトセンター運営訓練は、能登半島地震後の各防災関係機関の実情に照らせば、非常に楽観的な訓練といわざるを得ない。能登半島地震発災当日の職員参集率は珠洲市20%、穴水町38%、輪島市、七尾市が39%、能登町54%、志賀町62%であった。参集が困難な原因として、元日で地元を不在にしていたケース、本人や家族が被災し参集不可能なケース、さらには道路の通行止めで移動できないケースも多々あったと思われる。また、自然災害への対応優先となれば、副知事や副市長、副町長はじめとした自治体職員だけではなく消防や自衛隊、警察関係者も含め、それぞれの持ち場を離れオフサイトセンターに参集できるとは思えない。初動の破綻を想定すべきではないか。
- (2) 複合災害対応訓練として、今回も孤立集落からの空路、海路の避難訓練が計画された（海路は天候のため中止）。今回の地震では、UPZ内だけでも14地区が孤立し、特に輪島市内では1月8日まで、人数の把握すらできていない。原子力災害が起こっていないにもかかわらず、集落の孤立を解消できたのは1月15日のことだった。これまでの孤立集落解消訓練は何だったのか、まずはその反省や問題点を明らかにすべきではないか。今回、「能登半島地震の現実により即して」といいつつ、同じような訓練を繰り返した理由についても聞く。

- (3) 原発の北側のUPZ住民が、半島先端ではなく野々市市や白山市へ避難する訓練が実施された。放射能が放出されている原発方向に向かうことになるが、被ばくのリスクの判断基準を聞く。
- (4) 初めて原子力防災避難用エアテント展張訓練が実施された。外部からの放射線（ガンマ線）遮蔽機能はなく、相応の設置スペースも必要なため、設置場所は制限されるが、その後、政府は全国に配備する方針を固めたと報じられている。放射線防護施設と比較しての長所、短所についての認識をきく。また導入する場合、放射線防護施設の予備的、補完的な役割を考えるのか、指定避難所などへの配備も含め、より広く配備していくこともあるのか。
- (5) 緊急時モニタリング訓練で初めて航空モニタリングが実施された。OILの判断にあたって、無人ヘリ、ドローン、無人飛行機、それぞれのモニタリングポストとの性能の比較やメリット、デメリットについて聞く。導入する場合、操作やメンテナンス等はどの組織が行うのか。また価格、交付税対象の有無も聞く。
- (6) 避難退域時検査訓練で初めて情報端末を活用した訓練が導入された。確認された成果や課題について聞く。